

デジタルコンテンツ委員会

2010年度の活動テーマ

- ・委員数 24名
- ・月1回の委員会開催

1. 著作権法上の諸問題

著作権法制度、著作権法領域における判例、その他デジタルコンテンツに関する周辺法領域の調査・研究及び意見発信

2. デジタル化・ネットワーク化とコンテンツに関わる法的問題

電子商取引・情報財取引における知財問題、パブリシティ権等の法的保護、コンテンツ流通に関する法的問題の調査・研究

2010年度の主な取組み・アウトプット

① 権利制限の一般規定(著作権法)への対応

- ・(日本版フェアユース)文化審議会著作権分科会法制問題小委員会へ意見書を提出、審議会にてヒアリングに対応し、意見を述べる

行政

② アクセスコントロール回避規制

(著作権法・不競法)への対応

- ・文化審議会および産構審での審議のフォロー
- ・産構審知的財産政策部会「技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会」に委員として出席

立法

コンテンツ

著作権

周辺権利・法制度

司法

④ その他

- ・著作権に係る新規ビジネスでの知的財産問題の検討・意見交換
- ・JIPA知財研修「入門コース(著作権法)」への講師派遣

③ 活動テーマに関する“判例”の動向把握

- ・毎月1~2件の判例を研究
⇒引用に係る事件等、著作権やデジタルコンテンツに関する周辺法の判例(12月現在16件)について研究
- ・2005~2008年度に研究した判例について判例集を刊行(2010年7月)

「権利制限の一般規定」導入に関する議論(文化審議会)

一問題の所在一

著作権法は、私的使用のための複製や引用等、個別具体的な行為を掲げ、その行為には著作権が及ばないとする規定(個別権利制限規定)を置いている。しかし、技術の進展に伴い、著作物の利用形態が多様化し、たとえば**著作権者の利益を不当に害しない**実務上の些細な行為(社内で翻訳用に一部文献をコピーする等)であっても、**形式的には侵害となるおそれがある**ため、著作物の利用を萎縮させ、**文化やビジネスの発展を妨げるおそれ**が生じている。そのため、著作権者の利益を不当に害しない公正な利用であれば著作権侵害を構成しないとする、著作権を一般的に制限する規定(フェアユース規定)を導入することが議論されている。

A~Cの行為類型導入の方向性が提示

A その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの
例) 写真や映像の撮影に伴ういわゆる「写り込み」



B 適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの
例) CDへの録音許諾を得た場合におけるマスターテープ等中間過程での複製



C 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用 ※享受:ここでは見る、聴く等の意味
例) 技術の開発や検証のために、著作物を素材として利用する利用
・ネットワーク上で複製等を不可避免的に伴う情報ネットワーク産業のサービス開発・提供行為



当委員会から同審議会への意見の概要

早急に導入すべき。包括的な一般規定について引き続き検討すべき。

用語

コピーコントロール⇒コンテンツ(ソフトウェア)の複製行為を技術的に制限
アクセスコントロール⇒コンテンツ(ソフトウェア)の再生・実行行為を技術的に制限



法律

1. 著作権法→コピーコントロールの回避に関する規制

- ①回避のうえ可能となった複製を行なうこと・著作権侵害(私的使用を目的でもNG)
- ②回避を行うことを専らその機能とする装置等を公衆に譲渡等した場合
公衆の求めに応じて業として技術的保護手段の回避を行なった場合 } ・・刑事罰

※アクセスコントロール回避・規制の対象外

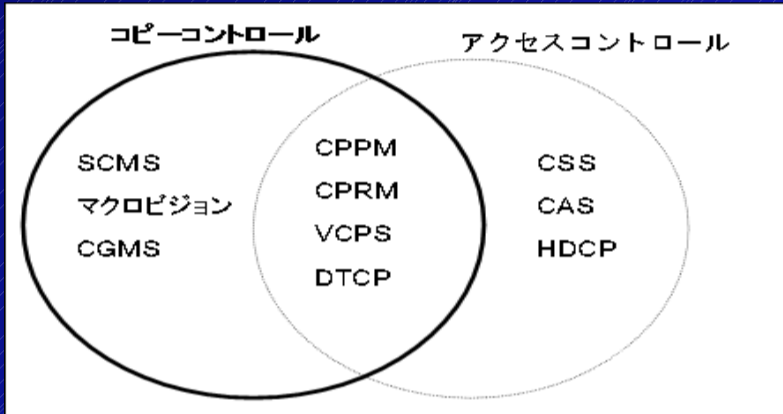
∴視聴行為そのものは、コンテンツの権利者に無断で行なわれても「著作権等を侵害する行為」ではない

2. 不正競争防止法→アクセスコントロール&コピーコントロールの回避に関する規制

- ①「不正競争」の一類型・・「営業上用いられている技術的制限手段」の効果を防げる機能のみを有する専用装置・プログラムの譲渡等
- ②上記行為に対する差止請求や損害賠償請求など民事的救済を規定
∴刑事罰の適用はない

知財管理2011年4月号に掲載予定!

技術



【コピーコントロールの実現方法】

媒体へ特殊信号の挿入

⇒特殊信号を読み込み録画or視聴が不可能に(録画回数の制限可)

【アクセスコントロールの実現方法】

データヘスクランブル信号の挿入

⇒暗号鍵が無いと録画or視聴が不可能に

今後のアクセスコントロール回避規制のあり方

著作権侵害コンテンツの増加(マジコン等による被害)
模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)への対応

背景

(知的財産推進計画2010等)

アクセスコントロールの回避規制の強化の議論

当委員会からも意見

規制強化は企業活動(研究開発等)に悪影響の及ぶおそれがあるため、慎重に検討すべき

【文化審議会および産業構造審議会における議論】

▶ 不競法改正の議論の方向性

①「のみ」(2条1項10・11号)を緩和し、「専ら」へ、②刑事罰の導入

▶ 著作権法改正の議論の方向性

「技術的保護手段」(2条1項20号)の定義規定等を見直し

アクセスコントロールであっても、複製等の行為を技術的に防止する「機能」を有していると評価される保護技術であれば、「技術的保護手段」に含める

*この他、マジコン等の機器については、関税法の改正で「水際規制」により輸出入が禁止される予定

